

## 規制の事前評価書(簡素化)(要旨)

法律又は政令の名称	デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律案(液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律の一部改正に係る部分)
規制の名称	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に係る書面掲示規制
規制の区分	改正(拡充)
担当部局	経済産業省商務情報政策局産業保安グループガス安全室
評価実施時期	令和5年1月～3月
簡素化した規制の事前評価の該当要件	①簡素化した規制の事前評価の該当要件
規制の目的、内容及び必要性等	<p>②規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)</p> <p>現行の液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(以下「液石法」という。)においては、液化石油ガス販売事業者に対して、販売所ごとに、公衆の見やすい場所における標識の掲示を義務付けている(現行法では、特段インターネットでの公表は義務付けていない。)。当該規制は、液化石油ガスの販売所といった特定の場所に国民等が赴くことを前提とするものであり、これらの情報のインターネットでの公表等の義務を課さなければ、将来的にも、特定の場所に赴かなければ国民等は必要な情報を確認できないという状況が継続するものと予測される。</p> <p>③課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)</p> <p>現行の液石法においては、液化石油ガス販売事業者に対して、販売所ごとに、公衆の見やすい場所における標識の掲示を義務付けており、国民等は必要な情報を確認するためには液化石油ガスの販売所に赴く必要がある。</p> <p>この点、今日の情報通信技術の進展とインターネットの普及により国民生活におけるインターネットの利用が日常的なものとなっていることを踏まえれば、国民の利便性等の向上を図る観点からは、インターネットによる閲覧等を可能とし、いつでもどこでも必要な情報を確認できるようにすることが望ましい。</p> <p>経済産業大臣、都道府県知事又は指定都市の長がガイドライン等を策定し、液化石油ガス販売事業者に対してインターネット公表を促すことも考えられるが、法的な拘束力がないため、実効性を担保できず、対応しない販売事業者も一定程度存在すると考えられる。</p> <p>国民等が必要な情報へのアクセスを確実に確保するため、特定の場所における書面掲示義務に加え、インターネット上での公表義務を事業者等に課すこととする。</p> <p>なお、本規制は、デジタル技術の代替による対面・書面規制の見直しの基準を踏まえたものである。</p> <p>また、当該規制の見直しに関しては、昨年6月3日に開催された第4回デジタル臨時行政調査会において決定された「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」に基づき他法令における同様の書面掲示規制と共に、一斉点検が行われた結果、液石法第7条に基づく標識の掲示についても、一括法律改正により対応することとなっており、政府の方針にも沿うものである。</p>
直接的な費用の把握	<p>④「<b>遵守費用</b>」は金銭価値化(少なくとも定量化は必須)</p> <p>今般、インターネット上での公表義務を加えることにより、液化石油ガス販売事業者は、標識に関する情報をインターネット上で掲載するための対応が必要となる。</p> <p>この点、液化石油ガス販売事業者の多くは、既にインターネットを利用して広告等を行っており、標識に関する情報のインターネット上での公表に対応するために発生する追加の費用(遵守費用)は少額にとどまるものと想定される。</p> <p>※遵守費用については以下のとおりと仮定。</p> <p>1時間当たりの人件費＝(民間給与実態統計調査(国税庁、令和3年)の平均給与額(年間))5,084千円÷(労働統計要覧(厚生労働省、令和2年)の年間総労働時間(実労働時間数)事業所規模5人以上)1,621時間＝約3,100円</p> <p>事業者1者当たりの単価(作業者1人×2時間×時給3,100円)×液化石油ガス販売事業者数(1万7千社(注))＝遵守費用総額:1.1億円</p> <p>(注)出典:経済産業省ガス安全室調査(2021年12月末時点)</p> <p>なお、現在インターネット上で広告等を行っていない小規模事業者等も存在すると想定されるところ、そうした小規模事業者等に対しては、インターネット公表義務を適用させないこととしている。</p> <p>⑤<b>規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意</b></p> <p>行政費用については、経済産業省が液化石油ガス販売事業者に規制の内容を周知・広報を行うに当たっては、全国のLPガス販売事業者によって構成された全国LPガス協会を通じて行うことや省のHPへの掲載により、十分周知が可能のため、特段の行政費用は発生しない。</p>
副次的な影響と波及的な費用の把握	⑥ <b>当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要</b> 当該規制による副次的な影響及び波及的な影響は基本的に発生しないものと想定している。
その他関連事項	⑦ <b>評価の活用状況等の明記</b> 特になし。
事後評価の実施時期等	<p>⑧<b>事後評価の実施時期の明記</b> 当該規制については、施行から5年以内に事後評価を実施することを想定している。</p> <p>⑨<b>事後評価の際、費用及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。</b> インターネット上の公表を実施した件数及び事業者数等</p>
備考	